

立木公売案内

7 月 分

< 入 札 日 >

日 時 : 平成 25 年 7 月 24 日 (水)
午前 10 時 00 分 開札

場 所 : 大隅森林管理署 2階 入札室



国民の森林・国有林

〒893-0047

鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3

大 隅 森 林 管 理 署

☎ 0994-42-5217

FAX 0994-42-5218

国有林野産物公売公告（１）

下記によって、国有林野産物（立木）を一般競争入札によって売払いますから、買受希望の方は現物熟覧のうえ、国有林野事業林産物売買契約約款及び下記条件並びに入札者注意書を承知のうえ入札して下さい。

記

- 1 入札場所 大隅森林管理署 入札室
- 2 入札日時（開札）平成25年7月24日（水）10時00分
- 3 郵便入札の場合にあっては、当署に平成25年7月23日（火）17時までに到着するよう送付して下さい。
- 4 時刻は当署の時計によります。
- 5 売払物件所在地及び物件明細書は別紙明細書のとおりです。

条 件

項 目	立 木	
入 札 ・ 契 約 保 証 金	免 除	
契 約 締 結 期 限	平成25年7月31日（水）	
延 納 条 件	延納ができる対象	国の分収金のみとする
	延納ができる金額（1件の契約金額 消費税相当額を加算した金額）	150万円以上
	延 納 期 間 （ 限 ）	6ヶ月以内（1,000m ³ 未満） 10ヶ月以内（1,000m ³ 以上）
	延 納 利 率	年利1.10%
物 件 の 引 渡 期 限 （代金納付又は担保提供の日から）	15日以内。ただし、みなし引渡しの場合は 代金納入又は担保提供のあった日を引渡し日 とします。	
物 件 の 搬 出 期 間 （引渡しを完了した日から起算して）	3年以内	
特 約 条 件	別紙「特約事項」のとおり	

平成25年6月24日

鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3

（〒893-0047）

大隅森林管理署

TEL 0994-42-5217

FAX 0994-42-5218

国有林野産物公売公告(2)

1 入札参加者の資格

- (1) 各森林管理局長が交付する「一般競争参加資格確認通知書(林産物売払)」を受けた者でなければ入札に参加することはできません。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定により当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は入札に参加することはできません。
- (3) 森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者は入札に参加することはできません。

2 入札方法

- (1) 入札は一口毎に総額をもって入札して下さい。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
入札書に誤って消費税相当額を加算した総額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。

3 郵便入札

郵便入札は、その封書の表面に「入札書在中」と朱書し、書留郵便又は配達証明郵便をもって差し出して下さい。

4 電信入札

電信入札はできません。

5 入札の無効

- (1) 前記1の「入札参加者の資格」に違反した入札
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合に郵便入札書が定められたときまでに指定場所に到達しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。
- (6) 暴力排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められるとき。

6 契約の成立

- (1) 落札物件に係わる契約は売買契約書を作成し、双方が押印したとき確定します。
- (2) 落札及び契約は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札金額および契約金額とします。
- (3) 消費税相当額の積算において円未満の端数を生じた場合は切り捨てます。

7 違約金の徴収

- (1) 落札者が期限内に契約を結ばないときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。

- (2) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額(消費税相当額を加算した金額)の10/100に相当する違約金を徴収します。
- (3) 前記(1)、(2)号の違約金を森林管理署長等の指示する期限まで納付しないときは、一般競争参加資格を取り消し、又はこの資格を付与しません。

8 代金の納付期限及び担保提供期限

- (1) 代金は契約締結の日から20日以内に納付することになります。ただし、延納の場合は別紙延納期間により定められます。
- (2) 担保提供期限は契約締結の日から20日以内とします。

9 延納担保等

- (1) 一部現金一部延納の契約も認めます。
- (2) 支払保証手形の保証する延納も認められます。
ただし、分取契約の場合における官収分についての併用は認めません。
- (3) 担保
(ア) 国債 (イ) 地方債 (ウ) 金融債(長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債権) (エ) 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行もしくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会(以下「金融機関」と総称する。)の支払保証に係る手形 (オ) 金融機関に対する定期預金金融債権

10 その他

- (1) 入札者は一般競争参加資格確認通知書を持参して下さい。
- (2) 入札者が代理人の場合は委任状を提出して下さい。

平成25年6月24日

鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3

大隅森林管理署

電話(代表)0994-42-5217

分任契約担当官

大隅森林管理署長 米丸正則

※お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、九州森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>)をご覧ください。

入札者注意書(1)

1 入札方法

- (1) 入札は売払物件ごとに総額をもって入札して下さい。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

2 入札書の訂正

記載事項を訂正したときは、訂正印を押して下さい。

3 入札書の引換等

一旦提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。

4 入札の無効

- (1) 公売公告(2)-1に定める「入札参加者の資格」に違反した入札
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合にあつて郵便入札書が定められた時刻までに指定場所に到着しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められるとき。

5 入札書記載上の注意事項

- (1) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
なお、入札書に誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあつても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正又は取消しの申し出があつても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。
- (2) 入札金額は、はっきりと記載して下さい。ケタ違いや金額の書き違いがないようにして下さい。
- (3) 氏名や名称は、一般競争参加資格確認通知書のとおりに記載して下さい。
- (4) 法人の場合は、正規の代表者印を必ず押して下さい。
- (5) 売払番号の記載もれや誤りがないようにして下さい。

6 無効の申出

- (1) 無効の申出は、開札前には受理しません。
- (2) 落札宣言後は、どのような理由があつても無効の申出は受理しません。この場合、落札者が契約を結ばなかったときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。

7 落札者の決定

落札となるべき同額の入札者が2名以上あるときは、抽せんにより落札者を決定します。ただし、入札者が不在のときは国の職員が代わって抽せんします。

8 入札の中止等

- (1) 森林管理署長は、入札者が連合し又は連合するおそれがある場合、その他の理由により正当な入札を行うことができないと認めるときは、入札を中止し、又は取消すことがあります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書（２）

- 1 1号物件から12号物件は、分収造林契約に係る分収木です。
- 2 当該入札物件には、搬出支障木等（当署長が指定）がありますので、当署長が指定します期限までに当該搬出等の売買契約を締結していただきます。なお、搬出支障木等の明細については当署にお尋ね下さい。
- 3 分収木の買受代金は、国及び分収造林契約者（以下「造林者」という。）に分収金として払い込んで下さい。
 - (1) 分収造林契約書の分収金は、次の計算要領により算出します。
 - ア. 1号・3号～6号・8号～12号売払物件（皆伐）
買受代金×（7/10）＝分収造林契約書の分収金
 - 2号・7号売払物件（皆伐）
買受代金×（8/10）＝分収造林契約書の分収金
 - イ. 分収造林契約者の分収金は国が指示した金額とします。
- 4 代金の支払方法
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付して下さい。
 - (2) 造林者に支払う代金は、国が指定する造林者の振込金融機関の口座に払い込んで下さい。また、この払い込みにかかる費用は買受人が負担して下さい。
 - (3) 造林者が行方不明等により国が振込金融機関の口座指定ができない場合は、国の指定する法務局に供託して下さい。
- 5 買受代金を延納することができる場合。
 - (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）について認めます。
 - (2) 造林者の分収金に相当する金額（民収分）については、現納とします。
- 6 買受人が契約条項に違反して、契約に至らず又は、契約を解除した場合の違約金等については国と造林者が分収します。

特 約 事 項

(公 売 物 件 1 号 ~ 1 2 号)

- 1 買受人は本契約物件に係る搬出支障木等について、当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2 分収木の買受人（以下「買受人」という。）は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
 - (2) 分収造林契約者に支払う代金は、分収造林契約者の振込金融機関の口座に払い込むこと。
- 3 売払代金にかかる延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収造林契約者に支払うこと。
- 4 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。
- 5 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本または日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長に掲示し、またはその写しを森林管理署長に提出することにより、当該立木売買契約に係る売買代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。
- 6 この売買物件の搬出に高性能林業機械等を使用する場合の売買契約にあたっては、林産物契約約款第31条を特に遵守することとし、「高性能林業機械等の搬出路等跡地の整備は、森林管理署長の指示するところにより買受者が行う」こととする。

平成25年度 分収造林一般競争入札物件一覧表

入札 平成25年 7月 24日(水) 10:00施行

大隅森林管理署

売 払 番 号	国 有 林 林 小 班	林 齢	伐 採 種 面 積	樹 種	種 別	一 般 材		低 質 材		計		適 要
						本数	材積	本数	材積	本数	材積	
1号	日 平 65に2	52	皆 伐 4.66ha	スギ	生立木	2,238	1,353.96	101	34.20	2,339	1,388.16	※1号物件現地案内 日時:平成25年 7月 8日(月) 午前9時00分 集合場所:高山森林事務所
				ヒノキ	生立木	3,103	753.80	1,077	161.90	4,180	915.70	
				計		5,341	2,107.76	1,178	196.10	6,519	2,303.86	
2号	猪ノ山 3016た	61	皆 伐 0.78ha	スギ	生立木	392	458.49	83	54.32	475	512.81	※2号物件現地案内 日時:平成25年 7月 9日(火) 午前9時00分 集合場所:大根占森林事務所
				計		392	458.49	83	54.32	475	512.81	
3号	笹ヶ野 2152うの	45・58	皆 伐 20.13ha	スギ	生立木	15,341	7,448.07	3,702	691.74	19,043	8,139.81	※3号物件現地案内 日時:平成25年 7月 11日(木) 午前9時00分 集合場所:志布志森林事務所
				ヒノキ	生立木	2,572	711.81	1,954	253.03	4,526	964.84	
				計		17,913	8,159.88	5,656	944.77	23,569	9,104.65	
4号	中川内 2152い	47	皆 伐 1.80ha	スギ	生立木	1,840	856.62	82	18.75	1,922	875.37	※4号物件現地案内 日時:平成25年 7月 11日(木) 午後1時00分 集合場所:志布志森林事務所
				ヒノキ	生立木	533	129.78	139	17.31	672	147.09	
				計		2,373	986.40	221	36.06	2,594	1,022.46	
5号	中川内 2152ほ	47	皆 伐 2.37ha	スギ	生立木	2,514	928.36	191	27.05	2,705	955.41	※5号物件現地案内 日時:平成25年 7月 11日(木) 午後1時00分 集合場所:志布志森林事務所
				ヒノキ	生立木	1,077	240.05	221	27.51	1,298	267.56	
				計		3,591	1,168.41	412	54.56	4,003	1,222.97	

平成25年度 分収造林一般競争入札物件一覧表

入札 平成25年 7月 24日(水) 10:00施行

大隅森林管理署

売 払 番 号	国 有 林 林 小 班	林 齢	伐 採 種 面 積	樹 種	種 別	一 般 材		低 質 材		計		適 要
						本数	材積	本数	材積	本数	材積	
6号	中川内 2152ほ1	47	皆 伐 0.38ha	スギ	生立木	349	219.71	27	9.31	376	229.02	※6号物件現地案内 日時:平成25年7月11日(木) 午後1時00分 集合場所:志布志森林事務所
				ヒノキ	生立木	10	2.93	7	0.90	17	3.83	
				計		359	222.64	34	10.21	393	232.85	
7号	新馬庭 2151か	46	皆 伐 9.10ha	スギ	生立木	5,445	3,233.45	385	115.76	5,830	3,349.21	※7号物件現地案内 日時:平成25年7月12日(金) 午後1時00分 集合場所:志布志森林事務所
				ヒノキ	生立木	6,809	2,037.06	1,521	280.01	8,330	2,317.07	
				計		12,254	5,270.51	1,906	395.77	14,160	5,666.28	
8号	倉 掛 1120ら	38	皆 伐 2.20ha	スギ	生立木	3,769	1,110.64	817	73.03	4,586	1,183.67	※8号物件現地案内 日時:平成25年7月10日(水) 午前9時00分 集合場所:財部森林事務所
				計		3,769	1,110.64	817	73.03	4,586	1,183.67	
9号	倉 掛 1120ら1	44	皆 伐 0.56ha	スギ	生立木	670	311.76	53	8.46	723	320.22	※9号物件現地案内 日時:平成25年7月10日(水) 午前9時00分 集合場所:財部森林事務所
				計		670	311.76	53	8.46	723	320.22	
10号	倉 掛 1120ら2	41	皆 伐 1.39ha	スギ	生立木	1,850	635.07	597	51.10	2,447	686.17	※10号物件現地案内 日時:平成25年7月10日(水) 午前9時00分 集合場所:財部森林事務所
				計		1,850	635.07	597	51.10	2,447	686.17	

